

## 「通年会期制」について（参考資料）

### 1 制度概要

- (1) 議会の会期について、従前のように定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期を定め、年間を通じて定期的に議会審議を行います。

※ 「通年の会期」：条例で定める日から翌年の当該日の前日まで（1年間）を会期とするもの

※ 「会期」：議会が会議を継続して行う期間であり、議会は会期中に限り活動能力を有する。

#### 法的根拠

地方自治法第102条の2第1項（通年の会期）

普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

※ 平成24年の地方自治法改正で新設

※ 「前条」：従前の議会運営の規定

- (2) 浜田市議会の会期等に関する条例（会期条例）で、市議会の会期は、11月1日から翌年の10月31日までとされています。

- (3) 予見可能性のある議会とするため、会期条例で、会議を開く日（定例会日）を次のとおり定めています。原則として、これらの日を初日として議会の日程が調整されます。（従前の会期に相当するものです。）

ア 12月1日

イ 2月24日

ウ 6月15日

エ 9月1日

### 2 主な特徴

- (1) 年間を通じて会期中となります。
- (2) 議長には、市長等に議場への出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮が求められています。

（第121条第2項）

- (3) 年間を通じて会期中となることから、従前の「調査会」は無くなり、すべて「常任委員会」として開催されます。（所管事務調査が可能）

※ 議会運営委員会、全員協議会の位置付けは同じです。

- (4) 年間を通じて会期中となることから、地方自治法第179条の専決処分（特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がない場合の手続）は、制度上成立しないこととなります。

### 3 通年会期制と現行議会との比較

	通年会期	現行議会
根 拠 法 令	地方自治法第 102 条の 2 に基づくもの（平成 24 年改正で追加）	地方自治法第 102 条に基づくもの
会 期	①1 年間（特定の日から翌年の当該日の前日まで） ②11 月 1 日から翌年の 10 月 31 日まで	会期は、議会が定める（議会を開く度に決定される）。
招 集 回 数	①会期日の到来をもって招集したものとみなされる。（自動更新） ②次の議員選挙があるまで自動更新（議員改選時は、改選後 1 月以内に招集）	①定例会は、毎年、条例で定める回数（3 月、6 月、9 月及び 12 月の 4 回）招集する。 ②臨時会は、必要がある場合に招集する。
招 集 権	市長（実質的には 4 年に 1 度の議員改選時）	市長（年に 4 度と臨時会）
本 会 議	①定例会議と臨時会議に区分される。 ②会議の開催は議長権限 ③定例日を条例で定める。随時開催（市長請求）は可能	定例会（毎年 3 月、6 月、9 月、12 月）と臨時会に区分される。
委 員 会 区 分 等	①常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会 ②会期中（通年）、常任委員会として活動する。 ③制度上、調査会はなくなる。	①常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、調査会、全員協議会 ②会期中（開会中）は常任委員会として活動する。 参閉会中は調査会を開催する。（常任委員会は、閉会中一切の活動を停止する）
運 営	①制度上、地方自治法第 179 条の専決処分（招集の時間的余裕がない場合等の専決処分）はなくなる。 ②地方自治法第 180 条の専決処分（議会の指定による専決処分）を行うことができる。	①地方自治法第 179 条の専決処分を行うことができる。 ②地方自治法第 180 条の専決処分を行うことができる。

#### 4 専決処分事項の指定（通年会期制導入後）

通年会期制導入により、地方自治法第 179 条の専決処分ができないこととなるため、実務上の不都合が生じないよう次の 6 項目について地方自治法第 180 条の専決処分の指定を受けています。

- (1) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約の変更契約（軽易な内容のみ）を締結すること。
- (2) 一件 50 万円以下の損害賠償の額を定めること。

#### 【以下は、通年会期制の導入に併せて追加】

- (3) 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる歳入歳出予算の補正をすること。
- (4) 解散、欠員等の事由による選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- (5) 会計年度末における地方交付税等の歳入、社会保障関連経費等の歳出等の調整に伴う歳入歳出予算の補正をすること。
- (6) 会計年度末における法律等の制定又は改廃に伴い条例の改正が必要となり、当該法律等の施行に併せて当該条例の改正をしなければ市民生活又は市の事務に支障が生ずる場合において、当該条例の改正をすること。